

令和 7 年度

(単位：円)

札幌市水道局

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件 名 白川浄水場直流電源設備整備修繕
- 2 業 者 名 株式会社 北海道ジーエス・ユアササービス
- 3 特定理由 本修繕の対象設備は、白川浄水場第1浄水棟および2・3系排水池直流電源設備で、第1浄水棟および2・3系排水池の高圧配電設備およびコントロールセンタ等に制御電源を供給するための重要な設備である。
本修繕は、対象設備の構造や特徴、設計時のデータなど製造元のみが保有する設備独自の情報と、専門整備技術がなければ機能の回復は確保できない。
上記業者は、対象設備の製造元である株式会社GSユアサから修繕業務を移管されている唯一の業者である。
以上より、上記業者以外では本修繕を履行することができない。
- 4 根拠規定
地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

令和 7 年度

(単位：円)

札幌市水道局

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件 名 白川浄水場7・8号排水池流入流出弁整備修繕
- 2 事業者名 株式会社 クボタ建設 東京支社
- 3 特定理由 本修繕の対象機器は、第3浄水棟ろ過池の砂層に抑留する濁質を除去した洗浄排水を一定時間静止沈降させる池である排水池の流入流出弁である。
本修繕は機器の構成部品を交換し、動作状況の確認などの総合的な試験調整を行うものであるが、交換部品は製造元の純正部品でなければ既設と適合せず、また部品の組み立て調整など製造元のみが保有する機器独自の設計データがなければ機能の回復は確保できない。
上記業者は当該機器の設計・製作を行った業者であり、他業者では知り得ない本修繕に係る必要なデータを所有している唯一の業者である。
以上の理由により、上記業者以外では本修繕を履行することができない。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。